

福祉労働者の処遇改善・人材確保について 国へ意見書の提出を求める陳情

【陳情理由】

第186回国会において、与野党全会派の一致により「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が可決・成立しました。その内容は、「介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に質するための施策の在り方について必要な措置を講ずる」というものです。

2009年以降、政府が実施した介護職員処遇改善交付金及び福祉・介護人材の処遇改善事業助成金によって、介護・障害福祉労働者の賃金引き上げに一定の成果がみられました。これは、報酬とは別に全額国庫負担で財源を確保し、賃金引き上げを条件として罰則を規定したことが効果を生んだためといえます。しかし一方で、対象が直接処遇職員のみであったことや定期昇給財源としての利用が可能であったために賃金の底上げには結びつかなかったこと、予算の積算基礎となる職員配置基準が現場の実態と著しく乖離して低いことなどの課題もあり、抜本的・継続的な処遇改善までには至っていません。さらに、報酬加算のしくみでは、処遇改善が利用料引き上げにつながるために加算申請が抑制される問題もあります。

保育分野でも、2013年から保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されていますが、期限が限られていることもあって、処遇の底上げにはつながりきれていません。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも明らかですが、介護・障害福祉・保育など福祉労働者の月収(所定内賃金)は21万円弱と、全産業平均30万円弱との9万円もの格差が改善されていません。そもそも、福祉労働は専門性の高い労働であり、賃金引き上げ等による十分な処遇の保障と合わせて、人材育成や就労後の研修保障なども国の責任でおこなわれるべきです。

社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針、いわゆる福祉人材確保指針では、「福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行う」ことを地方公共団体や国の役割として位置づけています。

福祉の人材不足が社会問題となっている今、福祉労働者の人材確保施策を図るためには国の責任による賃金・処遇の引き上げの対策が急務です。

つきましては、貴議会より、国に対して、地方自治法第99条に基づき下記項目について意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

記

【陳情項目】

1. 雇用形態・職種を問わず、すべての介護・障害福祉・保育労働者を対象に、利用料負担増を伴わずに全額国庫負担で、抜本的恒久的な賃金・処遇の引き上げを実施すること。

以上

2014年 11月27日

大磯町議会 議長
奥津 勝子 様

全国福祉保育労働組合神奈川県本部
執行委員長 佐藤 正樹
横浜市神奈川区松本町 6-45-2-401
電話 045(320)0502